

民間自主規格の改定，JESC 規格の改定と国への引用要請，参照要請について

日電規委 28 第 0030 号
平成 28 年 10 月 24 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会では，民間自主規格の改定，JESC 規格の改定と国への引用要請，参照要請について，平成 28 年 12 月の委員会で審議・評価することを予定していますのでお知らせいたします。ご意見のある方は，理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 「電力貯蔵用電池規程」(JESC E0007) の一部改定について
- (2) 「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」(JESC E2020) の改定と引用要請について
- (3) 「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」(JESC E2021) の改定と引用要請について
- (4) 「火力設備配管減肉管理技術規格」(JESC T/W0006) の改定と参照要請について

2. 案件の趣旨，目的，内容等について

- (1) 「電力貯蔵用電池規程」(JESC E0007) の一部改定について
 - a. 要請した委員会
発変電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）
 - b. 趣旨，目的，内容等
本規程は，電気設備の技術基準及び消防法等の関係法令に基づき，電力貯蔵用電池設備の施設について，設計上考慮すべき事項，運転・保守上必要な事項等を定めた民間自主規格です。
今回の一部改定は，蓄電池を収納する専用コンテナが内部に人が立ち入ることのできない構造である場合は，複数積み重ねても建築物として扱われない事例の反映等を行うものです。
- (2) 「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」(JESC E2020) の改定と引用要請について
 - a. 要請した委員会
配電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）
 - b. 趣旨，目的，内容等
本 JESC 規格は，植物と接近した箇所に施設する特別高圧架空ケーブル又は高圧架空ケーブルを防護するために使用する「ケーブル用防護具」の構造，材料及び試験方法について定めています。
見直しを行った結果，最新の「電気用品の技術上の基準を定める省

令の解釈」の内容を反映する必要があるため改定し、国へ電技解釈第79条、106条への引用要請を行うものです。

(3) 「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」(JESC E2021)の改定と引用要請について

a. 要請した委員会

配電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b. 趣旨、目的、内容等

本 JESC 規格は、低圧、高圧又は 35kV 以下の特別高圧の架空電線を防護具に収めて臨時電線路として使用する場合の防護具及び臨時電線路の離隔距離について定めています。

見直しを行った結果、最新の「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈」の内容を反映する必要があるため改定し、国へ電技解釈第133条への引用要請を行うものです。

(4) 「火力設備配管減肉管理技術規格」(JESC T/W0006)の改定と参照要請について

a. 要請した委員会

発電用設備規格委員会（事務局：一般社団法人 日本機械学会）

b. 趣旨、目的、内容等

本規格は、設備管理者が流体流れによる配管減肉管理を適切に行うための要求事項を具体的に示しており、電気事業法施行規則に定める定期事業者検査の方法の解釈で参照することが認められています。

今回の改定は、配管減肉のデータの収集・分析結果の反映、点検(試験)方法への「3方向放射線透過法による試験方法」の追加等を行い、国へ参照要請を行うものです。

3. 規格の発行及び国への要請の予定

平成 28 年 12 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局（一般社団法人 日本電気協会 技術部）

住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4 階
電 話：03-3216-0553（内線 270）

ファックス：03-3216-3997

電子メール：委員会の HP (<http://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォー

ムからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：平成 28 年 10 月 24 日（月）

受付終了日：平成 28 年 11 月 22 日（火）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。